

障第1057号  
令和5年11月6日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金の募集について(三次募集)

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、県内(岐阜市を除く)において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う者が送迎を行うに際し子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預ける保護者の不安解消を図るために行う事業に要する経費の一部を支援する「岐阜県こどもの安全・安心対策事業費補助金」の三次募集を開始しますのでお知らせします。

関係事業者様におかれましては、下記事業への該当及び「岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金交付要綱」を確認のうえ、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

## 1 補助事業の概要

- 事業名：岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金
- 補助対象者：岐阜県内(岐阜市を除く)において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業者
- 補助対象事業：子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる(1)から(3)の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。
  - (1)送迎用バスの改修事業  
送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。
  - (2)ICTを活用した子どもの見守り支援事業  
ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全装対策に資する機器等を導入すること。
  - (3)登降園管理システム導入事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

○補助率及び補助基準額：下記（１）～（３）のとおり

（１）送迎用バスの改修事業

補助率：10/10

補助基準額：1台あたり175千円

（２）ICTを活用した子どもの見守り支援事業

補助率：4/5以内

補助基準額：1事業所あたり200千円

（３）登降園管理システム導入事業

補助率：4/5以内

補助基準額：端末購入を行わない場合、1事業所あたり200千円

端末購入を行う場合、1事業所あたり700千円

○補助対象経費：下記（１）～（３）のとおり

（１）送迎用バスの改修事業

送迎用バスの改修等を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

（２）ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守り支援を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

（３）登降園管理システム導入事業

登降園管理システムを導入するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

○補助対象期間：令和4年9月5日以降に購入し、かつ、令和6年3月31日までに納品及び支払いが完了していること。令和4年9月5日から交付決定の前までに実施した事業に要する経費についても、事業の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は補助対象となります。

○三次募集期間：令和5年11月6日（月）から令和5年11月24日（金）まで

申請から補助金交付までの流れは募集要項 p. 9に記載しております。募集に関する詳細については、募集要項に記載しておりますのでご一読ください。

## 2 申請書類等

詳細は募集要項 p. 5・6をご確認ください。

（１）提出書類のチェックリスト

（２）交付申請書（別記第1号様式）

（３）所要額調（別紙1）

（４）収支予算書（別紙2）

※複数の事業を実施する場合は、事業ごとに作成、提出が必要です。

- (5) 口座振込依頼書兼債権者登録票
- (6) 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分
- (7) 車検証の写し ※1-(1)送迎用バスの改修事業を実施する場合
- (8) (車両が別法人所有の場合)リース契約書等法人が使用していることがわかる書類
- (9) 補助事業(購入予定の物品、備品等)の内容が確認できる書類
  - ・ホームページ・カタログ・仕様書等の写し等
- (10) 補助対象経費の積算が確認できる書類
  - ・見積書等金額のわかるもの。  
※見積書等がない場合は、ホームページ・カタログ等の写しでも可
- (11) 設置箇所の写真
  - ※すでに着手、設置している場合は、現況の写真で可

### 3 申請方法

○電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/T8mB/411460>

※原則、電子申請フォームにより提出してください。電子申請フォームが利用できない場合は、必ず簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によって郵送してください。

<県ホームページ>

岐阜県こどもの安心・安心対策事業費補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/290794.html>

<郵送先> ※電子申請フォームが利用できない場合のみ

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県障害福祉課事業所指導係

※封筒表紙に、【こどもの安心・安全補助金申請書類在中】と朱書き願います。

### 4 留意事項

- ・対象経費や申請手続等については、県QAを確認のうえ、申請願います。
- ・**消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。**
- ・申請額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて申請してください。(送迎用バスの改修事業を除く。)なお、複数の補助項目にて補助申請する場合は、各補助項目にて1,000円未満を切り捨ててください。(送迎用バスの改修事業を除く。)

|        |  |     |     |
|--------|--|-----|-----|
| 所 属    | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係  |     |     |
| 係 長    | 若 原  | 担 当 | 島 田 |
| 電 話    | 058-272-1111 内 3491  |     |     |
| F A X  | 058-278-2643   |     |     |
| E-mail | <a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a> |     |     |